

★国民(労務)動員計画での朝鮮人強制連行の推移

①国民動員計画(各年度の閣議決定文書)

		計画(人)			備考
		男	女	合計	
昭和14年度、労務動員計画	1939年度	85,000	-	85,000	
昭和15年度、労務動員計画	1940年度	88,000	-	88,000	
昭和16年度、労務動員計画	1941年度	81,000	-	81,000	
昭和17年度、国民動員計画	1942年度	120,000	-	120,000	
昭和18年度、国民動員計画	1943年度	120,000	-	120,000	別に内地在住朝鮮人5万人動員計画
昭和19年度、国民動員計画	1944年度	290,000	-	290,000	
	(合計)	784,000	-	784,000	

☆1940年3月12日の(朝鮮総督府)内務、警務局長通牒「募集ニ依ル朝鮮人労働者ノ内地移住ニ関スル件」には、内地ニ於ケル労務動員実施計画ニ基ク募集ニ依ル朝鮮人労働者ノ内地移住ニ付テハ……募集ニ依リ内地ニ移住スル朝鮮人労働者ハ産業戦士トシテ時局産業ニ従事スベキモノナルヲ以テ之ガ選定ハ特ニ慎重ヲ期スルノ要アリ従テ単ニ募集ヲ申請者ノ自由ニ委スルコトナク出来得ル限り官ニ於テ之ニ協力スルコト」とあり、「募集」による動員も強制であることを指示している。

☆1942年度の国民動員計画に「女子ニ付テハ未婚女子ヲ主タル対象トシ之ガ動員ヲ強化スルコト」、「移入朝鮮人労働者ハ本年度二月閣議決定ニ係ル『朝鮮人労働者活用ニ関スル方策』ニ基キ内地及鮮内ノ労務事情ヲ勘案シ前年度ニ比シ相当多数ヲ増加計上ス」とある。

☆1942年2月13日閣議決定「朝鮮人労働者活用ニ関スル方策」(「秘」のスタンプ)には、「要員ハ年齢概ネ満十七歳乃至二十五歳ノ男子ニシテ…」とあり、朝鮮人強制連行の対象が未成年を含む「青少年」であることも、この「方策」に書かれている。また、「要員ハ年齢概ネ満17才乃至25才ノ男子ニシテ心身健全ナルモノヲ選抜ス但シ要員ノ選抜困難ナルトキハ年齢ノ範囲ハ之ヲ拡大スルコトヲ得」とあり、年齢が17歳未満であることも許容された。

さらに、動員方法について「労働者ノ送出ハ朝鮮総督府ノ強力ナル指導ニ依リ之ヲ行フモノトシ所要ニ応ジ国民徴用令ヲ発動シ要員ノ確保ヲ期スルモノトス」とし、「強力なる指導」という官憲の強制を指示している。

また、強制連行された朝鮮人の「青少年」を使用する「工場事業場」は「特ニ重労働者ヲ必要トシ且(かつ)之ガ使用ニ適スル施設ヲ具備スルモノ」とある。強制連行した朝鮮人は重労働をさせたのである。

☆1943年度の国民動員計画に「女子ニ付テハ其ノ特性ト民族力強化ノ必要トヲ勘案シ強力且積極的ナル動員ヲ行フ」と朝鮮人女性の差別待遇を指示。

また、「朝鮮人労働者ノ内地移入ハ概ネ前年度同様トスルモ内地在住朝鮮人…等ニ付イテハ之ガ活用ヲ図リ…」と、内地在住の朝鮮人の動員強化を指示。

☆1944年度の国民動員計画には「朝鮮人労働者ノ内地移入ヲ飛躍的ニ増加スル…」とし、朝鮮人労働者の強制連行の人数を飛躍的に増やせとしている。

②内務省警保局資料「国民動員計画に伴ふ移入朝鮮人労働者並在住朝鮮人の要留意動向」(1944年10月)

		計画(人)		実績(人)	
		総数	うち、逃走数	総数	逃亡率
昭和14年度	1939年度	85,000	429	19,133	2.2%
昭和15年度	1940年度	88,800	17,053	61,984	27.5%
昭和16年度	1941年度	81,000	24,549	44,974	54.6%
昭和17年度	1942年度	130,000	46,809	122,429	38.2%
昭和18年度	1943年度	150,000	40,550	117,943	34.4%
昭和19年度(3月現在)	1944年度	-	27,426	138,852	19.8%
	(合計)		156,816	505,315	31.0%